

(写)

龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第5号

龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 省 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項、同条第5項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「以下この条において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、同条第5項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 省 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項、同条第5項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「以下この条において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、同条第5項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。